

## 入 会 申 込 書

公益社団法人 中部小型船安全協会  
会 長 小 栗 一 朗 殿

公益社団法人 中部小型船安全協会の下記設立目的に賛同し、会費を納入のうえ、貴協会に入会します。

### 定款 第三条 目的

本協会は、愛知県及び三重県の沿岸海域において、モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及・発展と小型船舶による災害時の支援活動により、市民生活の安全に寄与することを目的とする。

入会申込年月日 平成 年 月 日

入会者住所 〒 ー

【氏 名】 ㊟

生年月日 昭和・平成 年 月 日

【団体名】

(団体代表者名 1 名) ㊟

職 業 (個人会員入会者)

《会社名》

電 話

携 帯

入会区分 (該当部に記しをお願いします)

賛助会員 =  第一種民間団体賛助会員  第二種民間団体賛助会員  
賛助会費. \_\_\_\_\_ 円

正 会 員 =  第一種団体会員  第二種団体会員  マリーナ会員  
団体 ・ マリーナ会費 \_\_\_\_\_ 円

個人会員. \_\_\_\_\_ 5, 0 0 0 円

【 公益社団法人 中部小型船安全協会 会費規則抜粋】

◎ 会員区分

賛助会員 第一種民間団体賛助会員＝プレジャーボートに関係する団体  
第二種民間団体賛助会員＝その他の団体

正会員 マリーナ会員  
第一種会員  
第二種会員  
個人会員

◎ 会費基準

賛助会員 第一種賛助会員 年額100,000円以上  
第二種賛助会員 年額 50,000円以上

正会員 マリーナ会員(100隻以上保管) 年額150,000円  
マリーナ会員(50隻以上100隻保管) 年額100,000円  
マリーナ会員(50隻未満保管) 年額 50,000円  
第一種会員 年額 30,000円以上  
第二種会員 年額 20,000円以上  
個人会員 年額 5,000円

【会費及び入会金の納入】

1. 銀行振込 振込先 名古屋銀行港支店  
口座名 公益社団法人 中部小型船安全協会  
口座No. 普通 0184683
2. 郵便振替 00810-8-22723  
加入者名 公益社団法人 中部小型船安全協会
3. クレジットによる支払い